

農用地等貸借申請書（一括方式）

農用地利用集積等促進計画による農用地等の貸借を申し出ます。

【記入例】

(様式7-0-1号)

1 各 (市 [受付日] [公告日]		[整理番号]		農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）		(氏名又は名称) フリガナ: シカ 太郎 滋賀 太郎 <small>(法人代表の 役職・氏名)</small>		〒520-111X 滋賀県〇〇市〇〇町XXX番地 <small>(電話番号) 077-999-123X (携帯番号) 090-1111-222X</small>		日中、連絡の取りやすい 電話番号を記入。		滋賀															
(機構記入) [受付日]		[整理番号]		農地中間管理機構（乙）		(氏名又は名称) 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金		(住所) 滋賀県大津市松本一丁目2番20号																			
[整理番号]		[整理番号]		農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（丙）		(氏名又は名称) フリガナ: ノジクアイホジシ 農事組合法人 みどり <small>(法人代表の 役職・氏名)</small> 代表理事 滋賀 耕作		(住所) 〒520-222X 滋賀県〇〇市△△町XX番XX号 <small>(電話番号) 0749-55-000X (携帯番号) 090-1234-567X</small>		法人の場合は、本店 の所在地を記入。		事代み のふり 印理り															
権利の設定をする土地（A）				乙に設定する権利（B）及び丙に設定する権利（C）				市町確認欄（市町記入）																			
所在		現況地目		面積		権利の種類		内容（利用目的）		始期 年.月.日		終期 年.月.日		存続期間 年		借賃 円/10a		地域計画内の農地である		甲は単独名義人である		賃借権等が設定されている		丙は目標地区の農業を担う者である		備考	
No. 市・町		町・大字		字		地番				(市町記入)																	
1 甲賀市		久保		123x		田		水田		市町にて記入しますので空欄のまま提出ください。		10		X, XXX		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ					
2 甲賀市		水口町水口		小久保		田		1,200 樹園地		※始期は、原則、本計画の認可公告日の翌月1日又は以降の月初日となります。		10		0		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ					
3 甲賀市		甲南町磯尾				畑		500 普通畑		※終期は、原則、右の存続期間を満了する日となります。ただし、特に希望する日がある場合は申し出てください。		10		0		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ					
4																はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ					
5																はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ					
6																はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ					
7																はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ		はい いいえ					
				乙に設定する権利（B）				借賃の支払の相手方及び方法																			
								甲指定の口座に毎年12月末日までに振込む																			
				丙に設定する権利（C）				借賃の支払の方法																			
								丙指定の口座から毎年11月15日に引落し																			

市又は町の名前を記入。

集落名を記入。

「田」、「畑」等をプルダウンリストから選択。

公簿面積(又は農地台帳面積)を記入。

「賃借権」(借賃が有償)又は「使用貸借権」(借賃が無償)のどちらかをプルダウンリストから選択。

土地の利用目的としての「水田」、「普通畑」等をプルダウンリストから選択。

市町にて記入しますので空欄のまま提出ください。
※始期は、原則、本計画の認可公告日の翌月1日又は以降の月初日となります。
※終期は、原則、右の存続期間を満了する日となります。ただし、特に希望する日がある場合は申し出てください。

甲と丙が合意した契約の年数を記入。

甲と丙が合意した10aあたりの単価を記入。使用貸借(無償)の場合は「0」とする。

記入しないでください。

【申請にあたっての確認事項】

- ※農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）が土地の単独名義人でない場合は、「権利の設定に係る同意書（共有名義）」又は「権利の設定に係る同意書（相続未登記）」を添付ください。
- ※農用地利用集積等促進計画では、土地の所在は各筆明細の記載にかかわらず、字名を省略して表示します。
- ※借賃（年額）は、各筆明細に記載の10a当たりの単価を面積（公簿面積）に乗じて算出します。水張面積等への変更はできません。また、米などの物納の取り扱いはできません。
- ※15年以上の借受期間を設定した農用地等では、機構関連農地整備事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業）が行われることがあります。